

京都府にお住まいの被爆者の方が介護保険のサービスを利用するときの 介護給付費請求方法

助成方法は、現物給付となります。
ただし、例外的に次の場合は、被爆者が利用者負担金を一旦支払った後、保健所等で払い戻しの手続きをします。《償還払》

- ① 京都府外の介護保険事業者がサービスを提供するとき
- ② 現物給付による介護給付費請求をすることができない介護保険事業者のサービスを利用するとき
- ③ 被爆者の介護保険のサービスの利用について、現物給付をしなかったとき

○公費負担対象サービス

対象サービスの種類		助成の内容	留意事項
福祉系サービス	(介護予防) 訪問介護 第1号訪問事業 (サービス種類コード A1及びA2に限る) ※低所得者に限る	サービスに要する 利用者負担金	介護保険等利用被爆者助成事業(府事業)としての取扱い ○現物給付 ○公費負担者番号 <u>81266014</u> (被爆者健康手帳に記載された19266014を上記の番号に読み替え) ○介護給付費請求先 京都府国民健康保険団体連合会 ○請求可能事業者 介護保険法の規定に基づき京都府知事が指定する指定居宅サービス事業者及び介護老人福祉施設、京都府内の市町村が登録する基準該当事業者
	(介護予防) 通所介護 第1号通所事業 (サービス種類コード A5及びA6に限る)		
	(介護予防) 短期入所生活介護		
	(介護予防) 認知症対応型通所介護		
	地域密着型通所介護		
	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護		
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)		
	(地域密着型) 介護老人福祉施設入所生活介護		
	訪問入浴介護		
福祉用具貸与			
認知症対応型共同生活介護			
特定施設入所者生活介護			
医療系サービス	(介護予防) 訪問看護	サービスに要する 利用者負担金	原爆医療費(一般疾病)としての取扱い ○現物給付 ○公費負担者番号 <u>19266014</u> ○介護給付費請求先 京都府国民健康保険団体連合会 ○請求可能事業者 被爆者一般疾病医療機関の指定を受けた介護保険事業者
	(介護予防) 訪問リハビリテーション		
	(介護予防) 居宅療養管理指導		
	(介護予防) 通所リハビリテーション		
	(介護予防) 短期入所療養介護		
	介護老人保健施設・介護医療院への入所		
	指定介護療養型医療施設への入所		

* なお、老人福祉法での養護老人ホーム等の費用負担額は、介護保険等利用被爆者助成事業(府事業)として償還払となります。